

鳥取県告示第736号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
466	株式会社島根銀行鳥取駅南支店	名称	株式会社島根銀行鳥取駅南支店	株式会社島根銀行鳥取支店鳥取駅南出張所	平成20年7月1日